

個別避難計画作成支援に向けて

2021.11.1

大阪介護支援専門員協会堺ブロック

2021.10.28 大阪介護支援専門員協会堺ブロックでは、堺市と避難行動要支援者の避難支援に向けた活動へ必要な助言・提案等をするに基本合意しました。

堺市の介護支援専門員の皆様、ご自身の担当利用者様が、避難行動要支援者・名簿登録対象になっているのか、存知ですか？

・避難行動要支援者調査事業



○避難行動要支援者とは…

要配慮者※のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑・迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方々

※要配慮者とは、高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方をいいます

○調査対象者

- ① 身体障害者手帳 1・2 級所持者（免疫障害除く）
- ② 療育手帳 A 所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持で独居の者
- ④ 介護保険要介護度が要介護 3・要介護 4・要介護 5の者
- ⑤ 70歳以上で独居または世帯全員が70歳以上で、かつ要支援1・2または要介護1・2 の者
- ⑥ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者
- ⑦ 緊急通報装置登録者（高齢者・障害者）

市内の対象者 約60,000人（うち、**避難行動要支援者名簿登録者 約20,000人**）

個別避難計画義務づけの対象者

2021.5

災害対策基本法改正

- ①「避難勧告」廃止、「避難指示」に一本化
- ②自治体における「**個別避難計画**」作成の努力義務化



警戒レベル4

避難指示で必ず「避難」になりました。

20210622事務連絡(厚労+内防)個別避難計画作成への支援策等について(周知)

20210622事務連絡(厚労+内防)

個別避難計画作成への支援策等について(周知)

《一部抜粋》

個別避難計画については、制度上、市区町村が作成に努めなければならないものとして位置づけ、**介護支援専門員**や相談支援専門員などの福祉専門職や民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者と連携して作成する必要があること等が提言されております。

特に**介護支援専門員**や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされております。

大阪介護支援専門員協会堺ブロックでは

2021.8.21 堺ブロックにおいて 災害をテーマに資質向上研修会を開催

堺市の災害と避難確保計画に
ついて
避難行動要支援者の避難支援に向けた取組について

堺市 危機管理室 防災課
岡本 大輔

令和3年8月21日
堺市地域共生推進課 河合 隆良

災害時の要援護者支援
～実事例から考える～

株式会社ケアインクルージョン
代表取締役 小出 大介

堺における避難確保計画に取り組みについて
・被災地でのケアマネ経験のある先生の話しをZoomで視聴する方法にて、170名の介護支援専門員の方に参加いただきました。

介護支援専門員協会 災害対策について

大阪介護支援専門員協会堺ブロック
災害対策チーム 松井 知子

大阪介護支援専門員協会堺ブロック災害対策チームを中心に堺市における個別避難計画の作成支援、災害に対する防災・減災についても、介護支援専門員の職能団体としても協力していきたいと考えています。

2021.4制度改正において、我々の居宅介護支援事業所でも、BCP(業務継続計画)策定が経過措置として義務付けられました。

災害に対するBCPと堺市における避難確保計画は、密接にリンクしあうと考えています。
堺市で活動している介護支援専門員の皆様とも、力を合わせてまいりたいと考えています。

今後とも、災害支援に向けた活動についても進捗状況等情報提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。

大阪介護支援専門員協会堺ブロック 災害対策チーム長 松井知子

BCP(事業継続計画)

感染症(新型コロナウイルス)

災害(自然災害)

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。【省令改正】(※3年の経過措置期間を設ける)